

# 後期高齢者医療制度の

# 保険料について

75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度の保険料が、平成26年中の所得の届け出に基づいて決定します。被保険者（加入者）の皆さんには、8月中旬に「決定通知書」を送付します。

## ▼「保険料が決定」

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と平成26年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

支給される年金から仮徴収で平成27年度分の保険料をすでに納付している人は、年間保険料から仮徴収納付額を差し引いた額を納めていただきます。

※年間保険料額より仮徴収額が多い場合は還付します。

## ▼「納付方法」

特別徴収（年金からの差し引きによる方法）と普通徴収（現金または口座振替による方法）があります。年金を受給している人は、原則、年金からの差し引きによる納付方法となっています。ただし、年度の途

中で75歳になった人や、他市区町村から転入した場合などは、しばらくの間、普通徴収となります。

※年金差し引きで納付している人も申し出により口座振替による納付に変更が可能です。

保険料の内容 一人あたりの年間保険料額：上限 57万円	
<b>均等割</b> 加入者全員が負担 <b>38,500円</b>	<b>所得割</b> 所得に応じて負担 $(\text{前年の総所得金額} - 33\text{万円(基礎控除)}) \times 7.57\%$

※保険料の上限金額、所得割額、均等割額は、平成26年度、平成27年度分の金額・割合（%）を示したものです。

## ▼「保険料の軽減」

後期高齢者医療制度の世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が左の表に該当する場合、軽減措置を行います。

ただし、所得の申告をしている人が対象となりますので、所得の申告は必ず行ってください。

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得合計額
<b>8.5割軽減</b>	33万円以下の人
<b>9割軽減</b>	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない
<b>5割軽減</b>	【33万円+26万円×世帯の被保険者数以下の人
<b>2割軽減</b>	【33万円+47万円×世帯の被保険者数】以下の人

○年金収入が153万円以上211万円以下の人（※）は、所得割額が5割軽減となります。

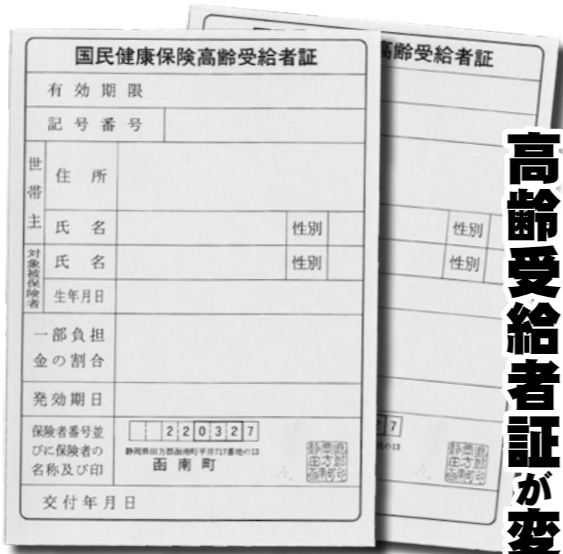
※収入が年金のみの人の場合です。その他に所得がある人は、基礎控除後（-33万円）の総所得金額などが58万円以下の場合に適用されます。

問合せ先／住民課（979-8111）



# 国民健康保険

## 高齢受給者証が変更



## 「藤色」

8月1日～  
に変わります

新しい受給者証が届きましたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合（1割、2割、3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成26年中の所得によって決まります。

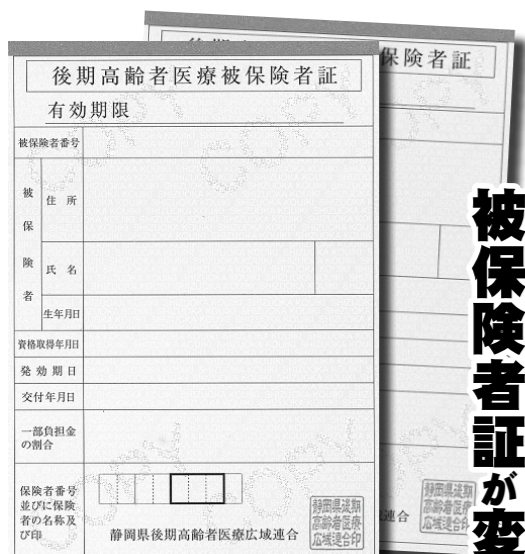
限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も受給者証同様、8月からは使用できなくなります。減額認定証の交付を希望される人で、まだ申請が済んでいない人は住民課で申請を行ってください。

※他の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課（979-8111）

# 後期高齢者医療

## 被保険者証が変更



## 「緑色」

8月1日～  
に変わります

新しい受給者証が届きましたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成26年中の所得によって決まります。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、8月からは使用できなくなります。「世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ）」の被保険者で現在、減額認定証をお持ちの人は、自動更新するため減額認定証の交付の手続きは必要ありません。

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課（979-8111）

## 【お願い】

有効期限が過ぎた受給者証・被保険者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。（個人情報が入らないように注意してください）